

令和7年度 第1回新居浜市地域公共交通活性化協議会 次 第

○日時 令和7年6月9日（月）13：30～

○場所 新居浜市役所 消防防災合同庁舎5階 災害対策室

1 開 会

2 役員の選出について

3 協議事項

- （1）令和6年度事業報告及び決算の承認について
- （2）生活交通確保維持改善計画（令和8年度分）の策定について
- （3）川西地区デマンドタクシーの協議について
- （4）年間スケジュールについて

4 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第2項第1号	規約第5条第1項第1号	会 長	新居浜市	副市長	赤尾 禎司
				経済部長	藤田 清純
法第6条第2項第2号	規約第5条第1項第2号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津
			瀬戸内運輸株式会社	取締役運輸部長	川田 卓哉
			愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志
	規約第5条第1項第3号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	矢野 英敏
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	石川 英治
法第6条第2項第3号	規約第5条第1項第4号		新居浜警察署	交通課長	塩見 浩二
法第6条第2項第4号	規約第5条第1項第5号		新居浜市連合自治会	理事	田坂 亮司
			新居浜市老人クラブ連合会	会長	田坂 重只
		副会長	新居浜市女性連合協議会	会長	宮前 港
	規約第5条第1項第6号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	大山 由美
		監 事	新居浜商工会議所	産業振興部	矢野 英司
				副部長	
			新居浜市医師会	理事	近藤 啓次
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	松浦 和仁
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	(輸送・監査部門) 首席運輸企画専門官	山本 悟史
				(総務・企画観光部門) 首席運輸企画専門官	山本 美恵子

事務局

事務局長	新居浜市経済部地域交通課	課長	石川 徹
事業担当	新居浜市経済部地域交通課	副課長	新元 一司
事業担当・出納員	新居浜市経済部地域交通課	副課長	岡田 英孝

2 協議事項 (1) 令和6年度事業報告及び決算の承認について

令和6年度事業報告

(1) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施

- ・デマンドタクシー運行事業

デマンドタクシー（愛称「おでかけタクシー」）の運行を実施した。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業に係る協議

デマンドタクシー運行事業に係る国庫補助金である地域公共交通確保改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）の申請に必要な生活交通確保維持改善計画を策定し、実施事業に対する評価を行った。

(3) 会議の開催状況

○第1回協議会（令和6年6月7日 開催）

- ・令和5年度事業報告及び決算の承認について
- ・生活交通確保維持改善計画（令和7年度分）の策定について
- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について
- ・バス路線の見直し（再編）について
- ・年間スケジュールについて

○第2回協議会（令和6年9月26日 開催）

- ・バス路線の見直し（再編）について

○第3回協議会（令和6年12月18日 開催）

- ・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業（令和5年10月～令和6年9月分）の事業評価について
- ・バス路線の見直し（再編）について

○第4回協議会（令和7年3月18日 開催）

- ・令和7年度事業計画及び収支予算について
- ・バス路線の見直し（再編）について

デマンドタクシー利用・登録状況（川東・上部東・上部西）

○登録者数（令和7年3月末日現在）

川東エリア	784 世帯	1,031 人
上部東エリア	751 世帯	1,007 人
上部西エリア	826 世帯	1,087 人
計	2,361 世帯	3,125 人

※ 男女構成 男性 860人（27.5%） 女性 2,265人（72.5%）

※ 年齢構成 50歳代まで 273人（8.7%） 60歳代以上 2,852人（91.3%）

令和6年度上半期（4月～9月）計

（運行日数 平日 124 日 / 土曜日 25 日）

※ 運行日数は136.5日で計算（土曜日を半日換算）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
川東	1,004人	1,828人	13.4人	1,397台	1.3人
上部東	974人	3,855人	28.2人	1,674台	2.3人
上部西	1,051人	2,703人	19.8人	1,646台	1.6人
合計	3,029人	8,386人	61.4人	4,717台	1.8人

・大人 1,917人 ・小人 1人 ・無料乳幼児 0人
・大人割引 6,468人 ・小人割引 0人

割引利用者 内訳	障がい者割引 本人	2,066人	／介助 49人	／小人 0人
	療育手帳 本人	0人	／介助 0人	被爆者健康手帳 0人
	運転免許証自主返納者	4,311人	特定疾患 本人	42人
	戦争 0人			

利用料収入 2,575,750 円

令和6年度下半期（10月～3月）計

（運行日数 平日 119 日 / 土曜日 25 日）

※ 運行日数は131.5日で計算（土曜日を半日換算）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
川東	1,031人	1,811人	13.8人	1,397台	1.3人
上部東	1,007人	3,909人	29.7人	1,657台	2.4人
上部西	1,087人	2,573人	19.6人	1,596台	1.6人
合計	3,125人	8,293人	63.1人	4,650台	1.8人

・大人 1,920人 ・小人 7人 ・無料乳幼児 1人
・大人割引 6,365人 ・小人割引 0人

割引利用者 内訳	障がい者割引 本人	1,973人	／介助 76人	／小人 0人
	療育手帳 本人	0人	／介助 0人	被爆者健康手帳 0人
	運転免許証自主返納者	4,287人	特定疾患 本人	29人
	戦争 0人			

利用料収入 2,553,000 円

令和6年度計

（運行日数 平日 243 日 / 土曜日 50 日）

※ 運行日数は268.0日で計算（土曜日を半日換算）

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
川東	1,031人	3,639人	13.6人	2,794台	1.3人
上部東	1,007人	7,764人	29.0人	3,331台	2.3人
上部西	1,087人	5,276人	19.7人	3,242台	1.6人
合計	3,125人	16,679人	62.2人	9,367台	1.8人

・大人 3,837人 ・小人 8人 ・無料乳幼児 1人
・大人割引 12,833人 ・小人割引 0人

割引利用者 内訳	障がい者割引 本人	4,039人	／介助 125人	／小人 0人
	療育手帳 本人	0人	／介助 0人	被爆者健康手帳 0人
	運転免許証自主返納者	8,598人	特定疾患 本人	71人
	戦争 0人			

利用料収入 5,128,750 円

デマンドタクシー登録・利用状況(川東・上部東・上部西エリア)(4月～3月)

	登録者数	利用者数	運行台数	運転免許証自主 返納割引利用者	1台利用者数
H22	389	228	223	—	
H23	704	2,159	1,877	63	
H24	776	4,335	3,178	516	
H25	1,772	8,408	4,651	1,092	
H26	2,209	13,886	6,279	2,367	
H27	2,561	15,560	6,810	2,900	
H28	2,863	18,868	8,089	5,610	
H29	3,089	20,361	8,642	6,788	
H30	3,340	19,545	9,085	7,426	
H31/R1	3,574	18,936	9,366	7,246	2.0
R2	3,727	17,135	9,199	7,486	1.9
R3	3,874	16,504	9,387	7,806	1.8
R4	4,107	15,880	9,016	8,022	1.8
R5	3,122	15,823	9,193	8,156	1.7
R6	3,125	16,679	9,367	8,598	1.8

令和6年度 デマンドタクシー目的地別一覧 (2023.10～2024.9)

エリア	病院	買い物	交通結節点	その他	自宅	合計
上部東(光)	1,509	1,349	274	325	3,873	7,330
上部西(中萩)	1,710	647	490	403	2,109	5,359
川東(東雲)	1,008	317	563	254	1,357	3,499
合計	4,227	2,313	1,327	982	7,339	16,188
	26%	14%	8%	6% 52%	46%	100%

令和6年度 デマンドタクシー乗車地別一覧 (2023.10～2024.9)

エリア	病院	買い物	交通結節点	その他	自宅	合計
上部東(光)	2,294	1,279	402	394	2,961	7,330
上部西(中萩)	798	867	328	241	3,125	5,359
川東(東雲)	557	385	403	205	1,949	3,499
合計 (%)	3,649	2,531	1,133	840	8,035	16,188
	22%	16%	7%	5% 55%	50%	100%

デマンドタクシー利用・登録状況（川西地区）

○登録者数（令和7年3月末日現在）

川西エリア 261世帯 337人

※男女構成 男性 93人（27.6%） 女性 244人（72.4%）

※年齢構成 50歳代まで21人（6.2%） 60歳代以上 316人（93.8%）

令和6年度上半期（4月～9月）計（運行日数 平日124日、土曜日25日）

※運行日数は136.5日で計算（土曜日を半日換算）

地区	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
川西	300人	1,055人	7.7人	636台	1.6人

※利用者内訳 大人398人・大人割引者637人
 小人0人・小人割引者0人・無料乳幼児20人
 大人割引内訳 障がい者割引本人174人・介助人15人
 療育手帳本人1人・特定疾患割引本人0人
 運転免許自主返納者割引447人

利用料収入 358,250円

令和6年度下半期（10月～3月）計（運行日数 平日119日、土曜日25日）

※運行日数は131.5日で計算（土曜日を半日換算）

地区	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
川西	337人	1,047人	7.9人	610台	1.7人

※利用者内訳 大人353人・大人割引者680人
 小人6人・小人割引者0人・無料乳幼児8人
 大人割引内訳 障がい者割引本人237人・介助人4人
 療育手帳本人8人・特定疾患割引本人0人
 運転免許自主返納者割引431人

利用料収入 348,000円

令和6年度計（運行日数 平日243日、土曜日50日）

※運行日数は268.0日で計算（土曜日を半日換算）

地区	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
川西	337人	2,102人	7.8人	1,246台	1.6人

※利用者内訳 大人751人・大人割引者1,317人
 小人6人・小人割引者0人・無料乳幼児28人
 大人割引内訳 障がい者割引本人411人・介助人19人
 療育手帳本人9人・特定疾患割引本人0人
 運転免許自主返納者割引878人

利用料収入 706,250円

令和5年度計（運行日数 平日243日、土曜日50日）

※運行日数は268.0日で計算（土曜日を半日換算）

地区	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
川西	258人	1,135人	4.2人	718台	1.6人

※利用者内訳 大人337人・大人割引者791人
 小人0人・小人割引者0人・無料乳幼児7人
 大人割引内訳 障がい者割引本人252人・介助人16人
 療育手帳本人15人・特定疾患割引本人15人
 運転免許自主返納者割引493人

利用料収入 366,250円

公共交通利用人数集計(R2年度～R6年度)

路線バス乗降客数						R 2			R 3			R 4			R5			R6		
	系統	路線名	起点	経過地	終点	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)	新居浜市内 距離(km)	便数 (往復)	新居浜市 乗車人数 (距離按分)
他 市 乗 入 れ 路 線	1	周桑・山根線	周桑営業所	横黒・労災病院	マイントピア別子	18.6	14	22,570	18.6	14	22,132	18.6	14	24,430	18.6	10	23,291	18.6	7	19,407
		中萩線	新居浜西BT	中萩	西条済生会病院	13.0	14	18,336	13.0	14	18,030	13.0	14	15,971	－	－	－	－	－	－
	2	中萩線	新居浜西BT	中萩	西条済生会病院				－	－	－	13.6	14	3,587	13.6	11	25,075	13.6	21	39,583
		中萩線	新居浜西BT	科学博物館	西条済生会病院	16.4	16	29,412	16.4	16	29,095	16.4	16	26,362	－	－	－	－	－	－
	3	中萩線（県病院乗り入れ）	新居浜西BT	科学博物館	西条済生会病院				－	－	－	20.0	16	7,060	20.0	16	38,189	20.0	16	21,181
		中萩線	新居浜西BT	南高	西条済生会病院	15.7	2	4,783	15.7	3	5,114	15.7	3	4,337	－	－	－	－	－	－
	4	中萩線（県病院乗り入れ）	新居浜西BT	南高	西条済生会病院				－	－	－	16.3	3	980	16.3	3	6,242	16.3	2	6,278
		中萩線	新居浜西BT	工場・南高	西条済生会病院	17.5	1	1,336	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		新居浜・川之江線（昭和通）	新居浜西BT	土居・豊岡台	川之江営業所	14.8	15	18,034	14.8	15	8,148	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	5	新居浜・川之江線	新居浜西BT	土居・豊岡台	川之江営業所				13.5	15	7,992	13.5	16	18,706	13.5	16	15,578	13.5	16	19,136
		新居浜・川之江線（昭和通）	新居浜西BT	三島医療センター	川之江営業所	14.8	3	3,492	14.8	3	1,742	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	6	新居浜・川之江線	新居浜西BT	三島医療センター	川之江営業所				13.5	15	1,718	13.5	0	0	13.5	0	0	13.5	0	0
		新居浜・川之江線（昭和通）	新居浜西BT	三島医療・上分、上分	川之江営業所	14.8	14	18,227	14.8	14	12,354	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	7	新居浜・川之江線	新居浜西BT	三島医療・上分、上分	川之江営業所				13.5	14	4,781	13.5	14	16,985	13.5	14	23,109	13.5	14	24,247
	8	今治・新居浜線	今治営業所	西条・西高入口	新居浜駅	7.3	25	14,137	7.3	25	15,005	7.3	24	15,140	7.3	24	17,150	7.3	23	19,747
		今治・新居浜線	周桑営業所	西条	新居浜駅	8.6	4	2,359	8.6	4	1,559	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	9	今治・新居浜線	周桑営業所	西条・元塚	新居浜駅							8.6	4	1,636	8.6	4	2,310	8.6	2	955
		今治・新居浜線	壬生川港	新居浜営業所	新居浜駅	8.6	1	269	8.6	1	313	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	10	今治・新居浜線	壬生川港 (R5.10～小松総合支所前)	新居浜西BT (R6.10～西高入口)	新居浜駅							8.6	1	586	8.6	1	633	8.6	1	906
	11	今治・新居浜線	壬生川港 (R5.10～小松総合支所前)	工場	新居浜駅	8.2	1	529	8.2	1	438	8.2	1	502	8.2	1	1,040	8.2	1	1,454
	12	今治・新居浜線	周桑営業所	西条・西高入口	新居浜駅							7.3	1	622	7.3	1	287	7.3	1	920
	13	新居浜－松山線（特急）	新居浜駅	湯谷口・リーガ・リム前	J R松山駅	7.1	16	2,025	7.1	16	2,127	7.1	16	2,782	7.1	14	3,666	7.1	14	4,078
					小計			135,509			130,548			139,686			156,570			157,892
新 居 浜 市 内 の み 路 線	1	イオン新居浜線	新居浜駅	西之土居	イオンモール新居浜	2.9	34	6,117	2.9	34	5,768	2.9	34	6,441	2.9	34	7,980	2.9	34	7,921
	2	端出場線	新居浜西BT	労災病院・東城	マイントピア別子	17.0	10	1,723	17.0	10	1,718	17.0	10	1,755	17.0	10	4,698	17.0	6	14,216
	3	山根線	新居浜西BT	東城	山根ランド	11.2	6	4,326	11.2	6	2,534	11.2	6	3,253	11.2	3	3,353	11.2	3	7,791
	4	山根線	新居浜西BT	労災病院・東城	山根ランド	13.8	2	1,037	13.8	2	1,732	13.8	2	1,791	13.8	2	1,004	13.8	1	7,791
		山根線	新居浜西BT		工場前	1.8	1	47	1.8	1	78	1.8	1	62	1.8	1	486	－	－	－
	5	山根線	磯浦工場前	労災病院・東城	山根ランド													16.3	1	674
	6	黒島線	新居浜西BT	新居浜駅・平形	黒島	16.5	17	33,790	16.5	17	32,789	16.5	17	32,437	16.5	17	38,031	16.5	15	41,272
		黒島線	工場前	新居浜営業所・新居浜駅・黒島	多喜浜車庫	20.2	1	946	20.2	1	1,378	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		黒島線	工場前	新居浜営業所・新居浜駅・黒島	新居浜営業所							20.2	1	2,706	20.2	1	1,234	－	－	－
	7	黒島線	新居浜西BT	新居浜駅・黒島	新居浜営業所													20.2	1	1,016
	8	黒島線	新居浜駅	庄内町1丁目	新居浜高専前													15.7	1	433
	9	広瀬・多喜浜線	広瀬公園	新居浜西BT	多喜浜駅	15.7	19	40,291	15.7	19	40,082	15.7	19	40,305	15.7	17	37,101	15.7	15	43,078
	10	広瀬・多喜浜線	新居浜西BT	元塚東	多喜浜駅	9.7	14	18,980	9.7	14	17,987	9.7	13	18,437	9.7	5	19,220	9.7	5	9,984
		広瀬・多喜浜線	新居浜西BT	多喜浜	多喜浜車庫	11.4	1	517	11.4	1	381	11.4	1	－	11.4	1	－	－	－	－
	11	広瀬・多喜浜線	新居浜西BT	多喜浜	新居浜営業所							11.4	1	473	11.4	1	269	11.4	1	115
					小計			107,774			104,447			107,660			113,376			134,291
			合計					243,283			234,995			247,346			269,946			292,183

※他市乗入れ路線は他市での乗降客を含む。利用人数については路線全体の人数から距離按分して算出。
※新居浜・川之江線のうち、土居經由と豊岡台經由及び三島医療センター經由は補助上のみなし路線であるが、昨年度との比較のため三島医療センター經由を区分して記載。
※三島医療センター建替えのため令和4年4月1日より新居浜～三島医療センター～村松～川之江系統は運行便数0
※新居浜・川之江線のうち、上分經由及び三島医療センター・上分經由を補助上のみなし路線として1系統として記載。（平成23年10月1日より運行）
※中萩線・系統3番について、2024年9月末をもって科学博物館經由の系統を廃止(廃止時点での運行回数) ※今治新居浜線・系統10番について、2024年10月より昭和通りから平和通りに經由地変更
※山根線・系統5番について、2024年3月末で工場系統を廃止、2024年10月から磯浦発マイントピア系統を新設 ※黒島線・系統7番について、2024年10月から始発地を新居浜西バスターミナルに変更
※黒島線・系統番号8番について、2024年10月から系統新設

デマンドタクシー利用者数						R 2			R 3			R 4			R5			R6		
							便数	乗車人数		便数	乗車人数		便数	乗車人数		便数	乗車人数		便数	乗車人数
	1	デマンドタクシー(川東)				8 (5)	4,173	8 (5)	4,013	8 (5)	3,944	8 (5)	3,430	8 (5)	3,639					
	2	デマンドタクシー(上部東)				8 (5)	7,529	8 (5)	7,244	8 (5)	6,891	8 (5)	7,202	8 (5)	7,764					
	3	デマンドタクシー(上部西)				8 (5)	5,433	8 (5)	5,247	8 (5)	5,045	8 (5)	5,191	8 (5)	5,276					
	4	デマンドタクシー(川西)				-	-	-	-	-	-	8(4)	1,135	8(4)	2,102					
			デマンド合計					17,135			16,504			15,880			16,958			18,781
			総合計			260,418			251,499			263,226			286,904			310,964		

令和6年度収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	28,910,701	28,907,681	新居浜市負担金
補助金	補助金	補助金	5,310,000	5,310,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
諸収入	諸収入	雑 入	0	3,020	預金利息 3,020円
合 計			34,220,701	34,220,701	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
事務費	事務費	事務費	298,641	298,641	委員出席謝礼 210,000円 (@5,000円×延べ42人)
					振込手数料 5,280円
					文書郵送料、消耗品 83,361円
事業費	事業費	事業費	33,922,060	33,922,060	<川東・上部東・上部西エリア> デマンドタクシー運行事業費 運行業務 計34,283,220円 ① ・運行業務 @3,660円× 9,367台 ①－②－③＝23,844,470円 （ 特定収入 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 補助 5,310,000円 ② 利用料収入 5,128,750円 ③ 大人@500円× 3,837人 ＝1,918,500円 大人割引者@250円× 12,833人 ＝3,208,250円 小人@250円× 8人 ＝2,000円 小人割引者@130円× 0人 ＝0円 （小人無料 1人） <川西地区> デマンドタクシー運行事業費 運行業務 計5,473,840円 ④ ・運行業務 （平日）@26,240円× 84日 （土曜）@13,120円× 16日 ・運行業務 @3,660円× 836台 利用料収入 706,250円 ⑤ 大人@500円× 751人 ＝375,500円 大人割引者@250円× 1,317人 ＝329,250円 小人@250円× 6人 ＝1,500円 小人割引者@130円× 0人 ＝0円 （小人無料 28人）
					合 計

監査報告書

令和6年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和7年5月27日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 大山由美

監事 矢野英司

協議事項（２） 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)
(令和８年度分)の策定について

生活交通確保維持改善計画（案）

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

生活交通確保維持改善計画の名称

新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(１) 目的

バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。

(２) 必要性

本市は、バス交通の利用できない地域が人口ベースで約４０％と高い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保・維持することが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(１) 事業の目標

年 度	目 標
令和８年度	①デマンド交通の年間利用者数を 16,188 人（令和６年度実績）以上とする（川東エリア 3,499 人以上、上部東エリア 7,330 人以上、上部西エリア 5,359 人以上）。 ②デマンド交通（川東エリア、上部東エリア及び上部西エリア）の運行収支差を△10,549 千円/年（令和６年度実績）より改善する。 ③デマンド交通（川東エリア、上部東エリア及び上部西エリア）での市の財政負担を 28,907,681 円/年（令和６年度実績）より改善する。

(新居浜市地域公共交通計画 P 5 7 参照)

(2)事業の効果

デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物といった日常生活に不可欠な移動手段が確保される。また、新居浜駅等の交通結節点をデマンド型乗り合いタクシー運行地区外の乗降地点として設定することにより、公共交通軸のネットワークと連結し、外出促進にもつながる効率的な運行体系が実現でき、誰もが便利に使える公共交通網が構築される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 市政だよりやSNS等による広報活動、デマンド型乗り合いタクシーに関する出前講座や自治会を通したパンフレットの配布などを積極的に実施し、デマンドタクシーに関する市民の認知度向上に努める。（新居浜市）
- ・ MaaSプラットフォーム構築など新たなデジタル技術を活用し、利用者が公共交通に関する情報を取得しやすくすることにより、公共交通の一体となった利便性の向上を図る。（新居浜市、交通事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

- (1) 運行エリア（利用対象区域）
川東エリア、上部東エリア、上部西エリア
- (2) 運行形態
登録制、予約制、乗り合いでエリア内を結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。
- (3) 行き先として指定できる施設
 - ・ 交通結節点（バス停留所・駅・港等）
 - ・ 医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）
 - ・ 金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等）
 - ・ 商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店等）
 - ・ 保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校等）
 - ・ 公共施設（支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）
 - ・ その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定）
- (4) 運行日、運行時間帯
月曜日～金曜日（日曜・祝休日は運休）
①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～
土曜日
①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～
- (5) 利用料金
大人（中学生以上）1回乗車 500円（障がい者等割引者は半額）
小人（小学生以下）1回乗車 250円（障がい者等割引者は半額）
※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料
- (6) 利用方法
事前に利用登録を行い、電話予約等により配車
- (7) 運行台数
セダン型タクシー（定員4人）
月曜日～金曜日（1～6便）2台×3エリア、（7・8便）1台×3エリア
土曜日（1～5便）2台×3エリア
- (8) 運送予定者
平成23年1月11日から平成26年9月30日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。以後、運行状況は良好であったことから、令和6年10月以降も、引き続き同事業所による運行を実

施することを、協議会において承認した。 ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー ・上部東エリア 有限会社 光タクシー ・上部西エリア 中萩タクシー 有限会社
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者及びその負担額 ・新居浜市 ・事業者（有限会社 東雲タクシー・有限会社 光タクシー・中萩タクシー 有限会社） 新居浜市から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数や収支について、モニタリング・評価を実施 ・運行記録による利用者の目的地別集計調査
7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・平成22年11月 9日 協議会設立、22年度試験運行について合意 ・平成22年12月14日 地域公共交通総合連携計画について議論 ・平成23年 3月24日 地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意 ・平成23年 6月29日 23年10月～24年9月までの運行計画を合意 ・平成23年 9月20日 23、24年度補助事業に係るネットワーク計画を策定 ・平成24年 3月21日 24年度補助金に係る変更認定申請について協議 ・平成24年 3月28日 23年度、24年度補助事業に係る事業評価を実施 ・平成24年 6月19日 24年度補助金に係る変更認定申請について協議 ・平成24年 6月28日 25年度補助事業に係るネットワーク計画を策定

・平成24年11月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成25年3月25日	25年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成25年6月26日	26年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成25年11月11日	25年10月以降のエリア拡大について協議
・平成26年2月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成26年3月28日	地域公共交通総合連携計画変更を承認し、26年10月以降の運行計画を合意
・平成26年6月23日	27年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成26年8月25日	愛称の選定及び26年10月以降の本格運行について協議
・平成27年1月20日	26年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成27年3月23日	27年度事業計画等について協議
・平成27年6月16日	28年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成27年9月18日	デマンドタクシーアンケート調査について協議
・平成28年1月18日	27年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成28年3月23日	28年度事業計画等について協議
・平成28年6月28日	29年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成29年1月24日	28年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成29年3月28日	29年度事業計画等について協議
・平成29年6月27日	30年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成29年9月29日	デマンドタクシー（上部東エリア）運送区間について協議
・平成29年12月1日	地域公共交通網形成計画について協議
・平成30年1月19日	29年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成30年3月27日	30年度事業計画等について協議、地域公共交通網形成計画を承認
・平成30年6月22日	31年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成31年1月23日	29、30年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成31年3月26日	31年度事業計画等について協議
・令和元年6月26日	令和2年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和2年1月23日	令和元年度補助事業に係る事業評価を実施
・令和2年3月30日	令和2年度事業計画等について協議（書面開催）
・令和2年6月29日	令和3年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和3年1月20日	令和2年度補助事業に係る事業評価を実施（書面審議）
・令和3年3月29日	令和3年度事業計画等について協議（書面審議）
・令和3年6月22日	令和4年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和4年1月19日	令和3年度補助事業に係る事業評価を実施（書面審議）
・令和4年3月29日	令和4年度事業計画等について協議
・令和4年6月24日	令和5年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和5年1月13日	令和4年度補助事業に係る事業評価を実施（書面審議）
・令和5年3月28日	令和5年度事業計画等について協議
・令和5年6月30日	令和6年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和5年10月11日	新居浜市地域公共交通計画策定に向けて協議
・令和5年12月25日	令和5年度補助事業に係る事業評価を実施
・令和6年3月21日	令和6年度事業計画等について協議、地域公共交通計画を承認
・令和6年6月7日	令和7年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・令和6年9月26日	バス路線の見直しについて協議
・令和6年12月18日	令和6年度補助事業に係る事業評価を実施
・令和7年3月18日	令和7年度事業計画等について協議

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
- ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。
 ※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・萩生地域の25自治会で訪問調査。
 （訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%）
- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、意見を反映。
- ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成24年8月、7月末現在の20歳以上の登録者702人及び利用対象地域の単位自治会長58人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成26年1月、平成25年12月末現在の登録世帯990世帯及び20歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成27年10月、8月末現在の登録世帯1512世帯を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成28年10月、アンケート結果の分析を行い、新たに土曜日（1～5便）の運行を開始。
- ・平成30年4月、城下地区を上部東エリアの利用登録可能地区として追加。
- ・令和4年12月～令和5年2月、住民移動アンケート調査（新居浜市に居住する18歳以上の住民のうちランダム抽出した3,000人対象）、路線バス利用者アンケート調査（利用者336人対象）及びおでかけタクシー利用者アンケート調査（利用者285人対象）を行い、計画作りに反映。
- ・新居浜市地域公共交通計画（案）について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを令和6年1月10日から令和6年2月9日まで行い、意見を反映。

20. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛媛県東予地方局 建設部・地域産業振興部
関係市区町村	新居浜市副市長、新居浜市経済部長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部（再掲）、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市社会福祉協議会、新居浜市女性連合協議会、愛媛県東予地方局地域産業振興部（再掲）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

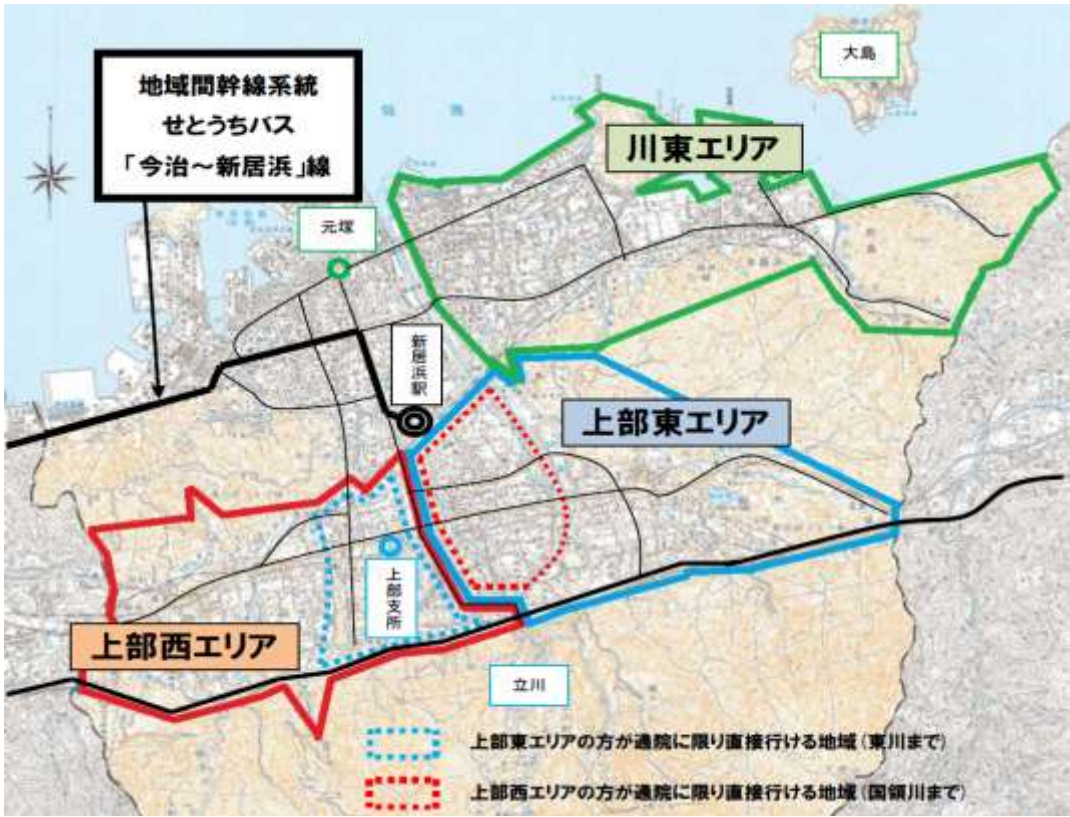
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送確保特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新居浜市	有限会社 東雲タクシー	(1)	川東エリア	川東エリア	往 復	km km	291日	3,870回			区域運行	①	地蔵岡駅前系統(せとうち バス「今治～新居浜」線の バス停留所(新居浜駅)と接 続	③
	有限会社 光タクシー	(2)	上部東エリア	上部東 エリア	往 復	km km	291日	3,870回			区域運行	①	地蔵岡駅前系統(せとうち バス「今治～新居浜」線の バス停留所(新居浜駅)と接 続	③
	中萩タクシー有限公司	(3)	上部西エリア	上部西 エリア	往 復	km km	291日	3,870回			区域運行	①	地蔵岡駅前系統(せとうち バス「今治～新居浜」線の バス停留所(新居浜駅)と接 続	③
		(4)			往 復	km km	日	回						
		(5)			往 復	km km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名前を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合は、往又は復のどちらかの順に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送確保特例措置」については、利便増進計画又は運送確保計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域		多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区ほか(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以东・城下地区)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以东・立川地区)	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く)
運送の 区間	運行エリア 内で行き先 として指定 できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア 外で行き先 として指定 できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 市役所上部支所、上部西 エリア内の東川以东の病 院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川 以西の病院・指定薬局

【運行ダイヤ等(各エリア共通)】
毎週 月曜日～金曜日、土曜日(1～5便)※ 日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運休

1便	9:00	5便	13:00
2便	10:00	6便	14:00
3便	11:00	7便	15:00
4便	12:00	8便	16:00

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新居浜市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	31,648
交通不便地域等	273

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
142	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
131	大島	離島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
新居浜市地域公共交通計画	令和6年3月22日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

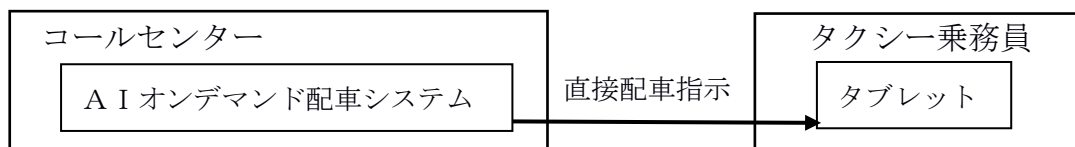
1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

川西地区デマンドタクシー運行事業に係る運行事業者（新居地区旅客自動車協同組合加入のタクシー会社４社）との運行業務に関する協議経緯について

＊タクシー会社４社

(有)日新タクシー 愛媛近鉄タクシー(株) (株)駅前タクシー あかがねタクシー(株)

＜令和７年３月までの運行業務の配車指示について＞



- ・スマートフォンを用いてアプリでの利用予約が可能であるが、事前登録者の９４％が７０歳以上の高齢者であることもあり、電話での予約が約９５％、アプリでの予約は約５％と利用が少ない状況である。（本年度４月～１０月の総利用件数１，２４７件中電話予約１，１８６件アプリ予約６１件、登録者３１５人中、アプリ利用者８人：約２．５％）
- ・タクシー事業者からはタブレットによる配車指示が、３０分前に急に入ることもあり、タブレットを置いた車両・乗務員が一般乗用客を運んでいた場合、対応に苦慮するという訴えがある。

以上のような状況であり、費用対効果が極めて低いと考えられるため、令和７年４月からコールセンター及びAI オンデマンド配車システムの運用を廃止

令和７年３月限りで、コールセンターを廃止するため、川東エリア・上部東エリア・上部西エリアと同様に予約電話受付及び配車を含んだ運行をお願いしたところ、協議が不調となった。



再度、新居地区旅客自動車協同組合代表理事と協議し、令和７年４月から当分の間、次の条件で、(有)日新タクシーで運行することとなった。

- ・新居浜市地域交通課にて予約電話受付（１時間前予約・翌日１便は前開庁日予約、土曜日は前開庁日予約）し、(有)日新タクシーへFAXにて予約を伝える。
- ・川西地区にてデマンドタクシーの本格運行（令和８年４月～）を行うか否か、行うとすればどのような条件で行うかを含めて、新居地区旅客自動車協同組合と協議を継続していく。

新居浜市地域公共交通活性化協議会においても協議をお願いしたい。

８月開催予定の協議会の会議で一定の方針を得たい。

年間スケジュールについて

年	月	会 議	事 業
R 7	4		デマンドタクシー運行事業
	5		
	6	●第1回会議 ・令和6年度事業報告及び決算の承認 ・生活交通確保維持改善計画の策定について ・年間スケジュール	
	7		
	8	●第2回会議 ・地域公共交通計画に係る評価、検証 ・川西地区デマンドタクシーについて	
	9		
	10		
	11		
	12	●第3回会議 ・地域公共交通確保維持改善事業に係る評価	
R 8	1		
	2	●第4回会議 ・令和8年度事業計画及び予算の決定 ・バス路線の見直しの進捗について	
	3		

※デマンドタクシーの出前講座については、随時実施予定（5/28 実施済み）

令和7年度の会議開催は、4回程度を予定していますが、下記検討事項の進捗状況に応じて臨時に協議会及び分科会を開催させていただく場合がございます。また、協議会を书面開催とさせていただく場合がございます。

- 令和7年度中の検討事項
- ・川西地区デマンドタクシーについて